

令和 7 年 1 1 月 1 9 日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第 7 2 号	秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第 7 3 号	秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……	1 3
議案第 7 4 号	秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例……………	1 5
議案第 7 5 号	秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例……………	1 6
議案第 7 6 号	令和 7 年度秩父市一般会計補正予算（第 3 回）……………	1 7
議案第 7 7 号	令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）……………	1 9
議案第 7 8 号	令和 7 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）……………	2 3
議案第 7 9 号	令和 7 年度秩父市立病院事業会計補正予算（第 2 回）……………	2 6
議案第 8 0 号	令和 7 年度秩父市下水道事業会計補正予算（第 1 回）……………	2 7
議案第 8 1 号	交通安全都市宣言……………	2 8
議案第 8 2 号	秩父市行政組織条例の一部を改正する条例……………	2 9
議案第 8 3 号	秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例……………	3 0
議案第 8 4 号	秩父市税条例の一部を改正する条例……………	3 1
議案第 8 5 号	秩父市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例……………	3 5
議案第 8 6 号	秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	3 6
議案第 8 7 号	秩父市吉田山逢の里条例及び秩父市吉田元気村条例の一部を改正する条例…	3 7
議案第 8 8 号	秩父市大滝温泉遊湯館条例及び秩父市大滝こまどり荘条例の一部を 改正する条例……………	3 9
議案第 8 9 号	秩父市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例……………	4 1
議案第 9 0 号	秩父市乳児等通園支援事業に関する条例……………	4 3
議案第 9 1 号	令和 7 年度秩父市一般会計補正予算（第 4 回）……………	4 5
議案第 9 2 号	令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）……………	5 2
議案第 9 3 号	令和 7 年度秩父市立病院事業会計補正予算（第 3 回）……………	5 5
議案第 9 4 号	令和 7 年度秩父市下水道事業会計補正予算（第 2 回）……………	5 6

議案第72号

秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市一般職職員の給与に関する条例（平成17年秩父市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第1号中「310,000円」を「310,800円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「52,100円」に改める。

第10条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第16条の3第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第3項中「、「100分の70」を「「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」に改める。

第16条の6第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を別記のように改める。

第2条 秩父市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の3第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「、「100分の71.25」に改める。

第16条の6第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の

１０６．２５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合においては１００分の５０、１２月に支給する場合においては１００分の５２．５」を「１００分の５１．２５」に改める。

附 則

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。
- ２ 第１条の規定による改正後の秩父市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第７条の２第１項、別表第１及び別表第２の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- ３ 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の秩父市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- ４ 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和７年１１月１９日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与について改定を行いたいため。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		

	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
	86	266,200	305,800	355,700					
	87	266,500	306,100	356,100					
	88	266,800	306,400	356,500					
	89	267,100	306,700	356,700					
	90	267,400	307,000	357,100					
	91	267,700	307,300	357,500					
	92	268,000	307,600	357,900					
	93	268,300	307,800	358,100					
	94		308,000	358,400					
	95		308,300	358,800					
	96		308,700	359,100					
	97		308,900	359,400					
	98		309,200	359,800					
	99		309,500	360,200					
	100		309,900	360,600					
	101		310,100	361,100					
	102		310,400	361,500					
	103		310,700	361,900					
	104		311,000	362,300					
	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	325,900	473,200	590,600
	2	328,800	475,500	593,700
	3	331,700	477,800	596,800
	4	334,600	480,100	599,900
	5	337,500	482,400	602,800
	6	340,400	484,700	605,200
	7	343,300	487,000	607,600
	8	346,200	489,300	610,000
	9	349,100	491,600	612,200
	10	352,000	493,900	613,700
	11	354,900	496,200	615,000
	12	357,800	498,500	616,300
	13	360,700	500,800	617,500
	14	363,600	502,600	618,500
	15	366,500	504,400	619,500
	16	369,400	506,200	620,500
	17	372,300	508,000	621,500
	18	375,200	509,700	622,500
	19	378,100	511,400	623,500
	20	381,000	513,100	624,500
	21	383,900	514,800	625,400
	22	386,800	516,900	626,300
	23	389,700	519,000	627,200
	24	392,600	521,100	628,000
	25	395,500	523,100	628,800
	26	398,400	525,000	629,800
	27	401,300	527,100	630,800
	28	404,200	529,100	631,800
	29	407,100	531,000	632,800
	30	410,000	533,000	633,800
	31	412,900	535,000	634,600
	32	415,800	536,800	635,400
	33	418,700	538,600	636,200
	34	421,600	540,400	637,200
	35	424,500	542,200	638,200
	36	427,400	544,000	639,100
	37	430,300	545,600	640,000
	38	433,200	547,400	640,900
	39	436,100	549,200	641,800
	40	439,000	551,000	642,800
	41	441,900	552,600	643,800
	42	443,900	554,400	644,800
	43	445,900	556,200	645,800
	44	447,800	557,900	646,800
	45	449,700	559,500	647,800
	46	451,300	561,300	648,800
	47	452,900	563,000	649,800
	48	454,500	564,700	650,800
	49	456,100	566,200	651,800
	50	457,900	567,800	652,800
	51	459,700	569,200	653,800
	52	461,500	570,800	654,800
	53	463,300	572,300	655,800
	54	465,100	573,600	656,800
	55	466,900	574,900	657,800
	56	468,700	576,200	658,800
	57	470,300	577,400	659,800
	58	472,300	578,400	660,800
	59	474,200	579,400	661,800
	60	476,100	580,300	662,800
	61	477,500	581,200	663,800
	62	479,200	582,100	664,800
	63	481,000	583,000	665,800
	64	482,800	583,900	666,800
	65	484,600	584,800	667,800
	66	486,300	585,600	668,800
	67	488,100	586,400	669,800
	68	489,900	587,300	670,800
	69	491,700	588,200	671,800
	70	493,400	589,100	672,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	71	495,200	589,900	673,800
	72	497,000	590,700	674,800
	73	498,800	591,600	675,800
	74	500,700	592,500	676,800
	75	502,600	593,300	677,800
	76	504,500	594,100	678,800
	77	506,400	594,900	679,800
	78	508,100	595,600	680,800
	79	509,900	596,300	681,800
	80	511,700	597,000	682,800
	81	513,300	597,900	683,800
	82	515,100	598,700	684,800
	83	516,900	599,500	685,800
	84	518,400	600,300	686,800
	85	519,800	601,100	687,800
	86	521,500	601,800	688,800
	87	523,300	602,700	689,800
	88	525,000	603,600	690,800
	89	526,500	604,500	691,800
	90	527,800	605,400	692,800
	91	529,100	606,300	693,800
	92	530,400	607,200	694,800
	93	531,400	608,100	695,800
	94	532,700	609,000	696,800
	95	534,000	609,900	697,800
	96	535,300	610,800	698,800
	97	536,300	611,700	699,800
	98	537,100	612,600	700,800
	99	537,900	613,500	701,800
	100	538,700	614,400	702,800
	101	539,600	615,300	703,800
	102	540,400	616,200	704,800
	103	541,200	617,100	705,800
	104	541,900	618,000	706,800
	105	542,700	618,900	707,800
	106	543,500	619,800	708,800
	107	544,200	620,700	709,800
	108	545,100	621,600	710,800
	109	546,000	622,500	711,800
	110	546,800	623,400	712,800
	111	547,700	624,300	713,800
	112	548,600	625,200	714,800
	113	549,400	626,100	715,800
	114	550,200	627,000	716,800
	115	551,000	627,900	717,800
	116	551,700	628,800	718,800
	117	552,500	629,700	719,800
	118	553,400	630,600	720,800
	119	554,300	631,500	721,800
	120	555,200	632,400	722,800
	121	556,000	633,300	723,800
	122	556,900	634,200	724,800
	123	557,800	635,100	725,800
	124	558,700	636,000	726,800
	125	559,500	636,900	727,800
	126	560,400	637,800	728,800
	127	561,300	638,700	729,800
	128	562,200	639,600	730,800
	129	563,000	640,500	731,800
	130		641,400	
	131		642,300	
	132		643,200	
	133		644,100	
	134		645,000	
	135		645,900	
	136		646,800	
	137		647,700	
	138		648,600	
	139		649,500	
	140		650,400	
	141		651,300	
	142		652,200	
	143		653,100	
	144		654,000	
	145		654,900	
	146		655,800	
	147		656,700	
	148		657,600	
	149		658,500	

	150		659,400	
	151		660,300	
	152		661,200	
	153		662,100	
	154		663,000	
	155		663,900	
	156		664,800	
	157		665,700	
	158		666,600	
	159		667,500	
	160		668,400	
	161		669,300	
	162		670,200	
	163		671,100	
	164		672,000	
	165		672,900	
	166		673,800	
	167		674,700	
	168		675,600	
	169		676,500	
	170		677,400	
	171		678,300	
	172		679,200	
	173		680,100	
	174		681,000	
	175		681,900	
	176		682,800	
	177		683,700	
	178		684,600	
	179		685,500	
	180		686,400	
	181		687,300	
	182		688,200	
	183		689,100	
	184		690,000	
	185		690,900	
	186		691,800	
	187		692,700	
	188		693,600	
	189		694,500	
	190		695,400	
	191		696,300	
	192		697,200	
	193		698,100	
	194		699,000	
	195		699,900	
	196		700,800	
	197		701,700	
	198		702,600	
	199		703,500	
	200		704,400	
	201		705,300	
	202		706,200	
	203		707,100	
	204		708,000	
	205		708,900	
	206		709,800	
	207		710,700	
	208		711,600	
	209		712,500	
	210		713,400	
	211		714,300	
	212		715,200	
	213		716,100	
	214		717,000	
	215		717,900	
	216		718,800	
	217		719,700	
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		412,800	488,500	590,500

備考 この表は、病院等に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務 の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	214,300	244,300	290,100	314,800	352,700
	2	215,900	245,900	290,900	316,300	354,400
	3	217,500	247,500	291,700	317,800	356,100
	4	219,100	249,100	292,500	319,300	357,700
	5	220,700	250,700	293,300	320,800	359,300
	6	222,300	252,300	294,100	322,200	361,000
	7	223,900	253,900	294,800	323,600	362,600
	8	225,500	255,500	295,500	325,000	364,200
	9	227,100	257,100	296,200	326,300	365,800
	10	228,700	258,700	296,900	327,700	367,500
	11	230,300	260,300	297,600	329,100	369,200
	12	231,900	261,900	298,300	330,500	370,800
	13	233,500	263,500	299,100	331,900	372,300
	14	235,100	265,100	299,800	333,500	374,000
	15	236,700	266,700	300,600	335,000	375,600
	16	238,300	268,300	301,200	336,500	377,200
	17	239,800	269,900	301,800	337,900	378,700
	18	241,100	271,100	302,900	339,500	380,300
	19	242,400	272,200	304,000	341,000	381,900
	20	243,700	273,300	305,200	342,500	383,500
	21	244,900	274,400	306,300	343,900	385,100
	22	246,000	275,200	307,500	345,500	387,100
	23	247,000	275,900	308,600	347,000	389,100
	24	247,900	276,700	309,800	348,500	391,100
	25	249,000	277,500	311,000	350,000	392,500
	26	250,100	278,300	312,200	351,600	394,200
	27	251,200	279,100	313,400	353,200	395,900
	28	252,400	279,800	314,500	354,700	397,600
	29	253,600	280,500	315,700	356,000	399,300
	30	254,800	281,300	316,900	357,500	400,800
	31	256,000	282,100	318,000	359,000	402,300
	32	257,100	282,900	319,200	360,500	403,800
	33	258,100	283,700	320,400	361,900	405,100
	34	259,100	284,500	321,600	363,400	406,400
	35	260,200	285,200	322,800	364,900	407,700
	36	261,200	286,000	324,000	366,300	408,800
	37	262,300	286,800	325,100	367,700	409,900
	38	263,200	287,600	326,200	369,300	411,000
	39	264,000	288,400	327,400	370,700	412,100
	40	264,800	289,100	328,600	372,200	413,200
	41	265,600	289,900	329,800	373,400	414,000
	42	266,400	290,800	331,000	374,500	414,800
	43	267,200	291,700	332,300	375,700	415,500
	44	268,000	292,400	333,500	376,800	416,300
	45	268,700	293,100	334,400	377,800	416,700
	46	269,500	294,000	335,600	378,600	417,300
	47	270,300	294,900	336,800	379,500	417,800
	48	271,100	295,600	338,000	380,600	418,200
	49	271,900	296,400	338,900	381,600	418,600
	50	272,700	297,400	339,900	382,600	418,800
	51	273,300	298,300	340,900	383,600	419,100
	52	274,100	299,300	341,800	384,500	419,400
	53	275,000	300,300	342,700	385,300	419,700
	54	275,800	301,400	343,600	386,100	420,000
	55	276,600	302,400	344,600	387,000	420,300
	56	277,300	303,300	345,500	387,800	420,600
	57	278,000	304,300	346,000	388,300	420,800
	58	278,800	305,300	346,900	389,100	421,100
	59	279,600	306,300	347,600	389,900	421,400
	60	280,300	307,300	348,500	390,700	421,700
	61	281,000	308,200	349,200	391,100	421,900
	62	281,800	309,400	349,500	391,800	422,100
	63	282,600	310,500	349,900	392,500	422,400
	64	283,300	311,600	350,500	393,100	422,700
	65	284,000	312,600	351,100	393,500	422,900
	66	284,700	313,700	351,800	394,000	
	67	285,300	314,800	352,500	394,600	
	68	286,000	315,800	353,100	395,200	
	69	286,700	316,900	353,800	395,600	
	70	287,300	317,900	354,300	396,100	
	71	288,000	319,000	354,900	396,600	
	72	288,600	320,100	355,500	397,100	
	73	289,300	321,100	355,800	397,700	

	74	290,000	322,100	356,300	398,200	
	75	290,700	323,100	356,700	398,800	
	76	291,300	324,100	357,200	399,400	
	77	291,800	325,000	357,700	399,900	
	78	292,400	326,000	358,200	400,400	
	79	293,100	327,000	358,700	400,800	
	80	293,700	327,900	359,100	401,200	
	81	294,200	328,800	359,400	401,500	
	82	294,800	329,500	359,700	402,000	
	83	295,500	330,200	359,900	402,400	
	84	296,100	330,800	360,200	402,800	
	85	296,700	331,400	360,700	403,200	
	86	297,300	332,100	361,000		
	87	297,900	332,700	361,300		
	88	298,500	333,300	361,600		
	89	299,100	333,900	362,000		
	90	299,600	334,100	362,300		
	91	300,000	334,500	362,600		
	92	300,400	335,000	362,900		
	93	300,700	335,600	363,300		
	94	301,000	336,100	363,600		
	95	301,200	336,600	363,800		
	96	301,500	337,000	364,100		
	97	301,800	337,600	364,400		
	98	302,000	338,100	364,800		
	99	302,300	338,500	365,200		
	100	302,600	339,000	365,600		
	101	302,800	339,500	366,100		
	102	303,000	339,800	366,500		
	103	303,200	340,000	366,900		
	104	303,400	340,300	367,300		
	105	303,800	340,700	367,800		
	106	304,000	341,100			
	107	304,200	341,400			
	108	304,400	341,700			
	109	304,800	342,000			
	110	305,000	342,200			
	111	305,200	342,600			
	112	305,500	342,900			
	113	305,800	343,100			
	114	306,000	343,400			
	115	306,200	343,700			
	116	306,500	343,900			
	117	306,800	344,100			
	118	307,000	344,400			
	119	307,200	344,700			
	120	307,500	344,900			
	121	307,800	345,100			
	122		345,300			
	123		345,700			
	124		345,900			
	125		346,100			
	126		346,400			
	127		346,800			
	128		347,200			
	129		347,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		227,900	257,300	271,300	297,800	340,000

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士、診療X線技師、臨床検査技師、療法士等に適用する。

ウ 医療職給料表（３）

職員 の区 分	職務 の級	１級	２級	３級	４級	５級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	229,500	246,500	301,100	314,200	353,600
	2	231,600	248,300	302,100	316,100	355,300
	3	233,700	250,100	303,100	318,000	357,000
	4	235,800	251,900	304,100	319,900	358,700
	5	237,900	253,700	305,100	321,800	360,400
	6	240,000	255,500	305,700	323,000	362,100
	7	242,100	257,300	306,300	324,200	363,800
	8	244,200	259,100	306,800	325,300	365,400
	9	246,300	260,900	307,300	326,400	366,900
	10	248,400	262,700	307,800	327,500	368,600
	11	250,500	264,500	308,300	328,600	370,300
	12	252,600	266,300	308,800	329,700	372,000
	13	254,700	268,100	309,300	330,800	373,400
	14	256,800	269,900	309,800	331,800	375,100
	15	259,000	271,700	310,400	332,800	376,800
	16	261,200	273,500	310,800	333,700	378,500
	17	263,400	275,300	311,300	334,700	380,300
	18	264,400	277,100	311,800	335,900	382,300
	19	265,200	278,900	312,400	337,100	384,300
	20	266,100	280,700	312,900	338,300	386,300
	21	266,900	282,500	313,300	339,200	388,000
	22	268,000	284,300	313,900	340,400	390,100
	23	269,100	286,100	314,600	341,500	392,200
	24	270,000	287,900	315,200	342,600	394,200
	25	270,800	289,700	315,800	343,600	396,100
	26	271,500	290,800	316,700	344,700	397,700
	27	272,200	291,900	317,500	345,800	399,500
	28	273,000	292,900	318,400	346,900	401,300
	29	274,100	293,900	319,200	348,000	403,000
	30	275,000	294,400	320,100	349,100	404,700
	31	275,900	294,900	321,000	350,200	406,700
	32	276,800	295,400	321,800	351,300	408,400
	33	277,800	295,800	322,600	352,400	410,100
	34	278,800	296,300	323,400	353,600	411,800
	35	279,700	296,800	324,300	354,700	413,600
	36	280,700	297,200	325,200	355,800	415,400
	37	281,500	297,600	325,900	356,800	417,000
	38	282,400	298,100	327,000	358,100	418,700
	39	283,300	298,600	328,100	359,400	420,500
	40	284,200	299,100	329,100	360,700	422,300
	41	285,200	299,500	330,200	361,900	423,800
	42	285,900	300,000	331,200	363,400	425,300
	43	286,600	300,400	332,300	364,900	426,800
	44	287,300	300,900	333,400	366,400	428,100
	45	287,900	301,400	334,500	367,600	429,300
	46	288,500	301,800	335,600	369,100	430,400
	47	289,000	302,300	336,700	370,500	431,600
	48	289,400	302,700	337,800	371,900	432,800
	49	289,800	303,200	338,600	373,300	434,100
	50	290,400	303,600	339,700	374,300	435,200
	51	290,900	304,100	340,800	375,700	436,400
	52	291,300	304,500	341,800	377,000	437,600
	53	291,700	305,000	342,700	378,300	438,800
	54	292,200	305,600	343,600	379,700	439,800
	55	292,600	306,300	344,600	381,000	440,900
	56	293,100	307,000	345,600	382,300	442,000
	57	293,600	307,700	346,800	383,800	443,000
	58	294,000	308,400	348,100	385,000	443,500
	59	294,500	309,100	349,300	386,100	444,000
	60	294,900	309,900	350,500	387,300	444,400
	61	295,400	310,600	351,400	388,400	445,000
	62	295,800	311,400	352,600	389,300	445,500
	63	296,300	312,100	353,700	390,300	445,900
	64	296,800	312,800	355,000	391,200	446,400
	65	297,200	313,500	356,000	391,800	446,900
	66	297,600	314,300	356,900	392,600	447,300
	67	298,100	315,100	358,000	393,400	447,600
	68	298,500	315,900	359,200	394,200	447,900
	69	299,000	316,500	360,300	394,900	448,300
	70	299,700	317,400	361,500	395,600	
	71	300,400	318,400	362,700	396,300	
	72	301,100	319,300	363,700	396,900	
	73	301,800	320,100	364,700	397,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	74	302,700	321,100	365,700	398,100
	75	303,600	322,100	366,800	398,800
	76	304,300	323,000	367,900	399,400
	77	305,000	323,900	368,700	400,100
	78	305,900	324,800	369,800	400,600
	79	306,700	325,800	370,900	401,200
	80	307,500	326,800	371,900	401,700
	81	308,200	327,600	372,600	402,100
	82	309,100	328,500	373,400	402,700
	83	310,000	329,500	374,200	403,100
	84	310,800	330,400	374,900	403,400
	85	311,700	331,300	375,500	403,700
	86	312,500	332,200	376,000	404,200
	87	313,400	333,200	376,500	404,600
	88	314,300	334,100	377,000	404,900
	89	315,100	335,000	377,600	405,200
	90	316,000	336,100	378,100	405,700
	91	317,000	337,300	378,600	406,200
	92	317,900	338,500	379,100	406,600
	93	318,400	339,200	379,500	406,900
	94	319,200	340,300	379,900	407,300
	95	320,100	341,400	380,500	407,800
	96	320,900	342,300	381,000	408,200
	97	321,700	343,400	381,300	408,600
	98	322,600	344,100	381,800	
	99	323,600	345,200	382,100	
	100	324,600	346,300	382,400	
	101	325,500	347,400	383,000	
	102	326,500	348,600	383,500	
	103	327,500	349,700	384,000	
	104	328,500	350,800	384,500	
	105	329,300	351,900	385,100	
	106	330,000	353,000	385,600	
	107	330,700	354,000	386,100	
	108	331,300	355,100	386,500	
	109	331,800	356,000	387,100	
	110	332,100	357,000	387,600	
	111	332,600	357,900	388,100	
	112	333,200	358,900	388,600	
	113	333,600	359,800	389,200	
	114	334,100	360,600	389,600	
	115	334,700	361,400	390,100	
	116	335,200	362,200	390,600	
	117	335,600	362,800	391,200	
	118	336,100	363,400		
	119	336,600	364,000		
	120	337,100	364,600		
	121	337,500	365,000		
	122	337,800	365,400		
	123	338,100	365,900		
	124	338,400	366,300		
	125	338,700	366,800		
	126	339,100	367,200		
	127	339,400	367,700		
	128	339,700	368,100		
	129	339,900	368,400		
	130	340,200	368,900		
	131	340,500	369,200		
	132	340,700	369,500		
	133	340,900	369,900		
	134	341,200	370,400		
	135	341,500	370,900		
	136	341,800	371,400		
	137	342,000	371,900		
	138	342,300	372,400		
	139	342,600	372,900		
	140	342,800	373,300		
	141	343,000	373,700		
	142	343,200	374,100		
	143	343,500	374,600		
	144	343,700	375,100		
	145	344,000	375,500		
	146	344,400	376,000		
	147	344,800	376,500		
	148	345,200	377,000		
	149	345,500	377,300		
	150	345,900			
	151	346,300			
	152	346,700			

	153	347,000				
	154	347,400				
	155	347,700				
	156	348,100				
	157	348,400				
	158	348,800				
	159	349,200				
	160	349,600				
	161	349,900				
	162	350,300				
	163	350,700				
	164	351,100				
	165	351,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

備考 この表は、病院等に勤務する看護師等に適用する。

議案第73号

秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和4年秩父市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392, 000」を「405, 000」に、「440, 000」を「455, 000」に、「492, 000」を「508, 000」に、「555, 000」を「574, 000」に、「634, 000」を「655, 000」に改める。

第9条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」を「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」に、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」を「100分の107.5」とあるのは「100分の90」に改める。

第2条 秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の秩父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

令和7年11月19日提出

秩父市長 清野和彦

提案理由

埼玉県人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給与について改定を行いたいため。

議案第 7 4 号

秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 2 7 . 5」を「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 7 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 3 2 . 5」に改める。

第 2 条 秩父市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 7 . 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 3 2 . 5」を「1 0 0 分の 2 3 0」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第 75 号

秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 227.5」を「、6 月に支給する場合においては 100 分の 227.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 232.5」に改める。

第 2 条 秩父市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 227.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 232.5」を「100 分の 230」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 19 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

一般職職員の給与改定に準じ、期末手当について改定を行いたいため。

議案第 7 6 号

令和 7 年度秩父市一般会計補正予算（第 3 回）

令和 7 年度秩父市一般会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		210,422	4,111	206,311
	1 議 会 費	210,422	4,111	206,311
2 総 務 費		4,397,032	24,664	4,372,368
	1 総務管理費	3,656,889	50,776	3,606,113
	2 徴 税 費	365,511	7,174	372,685
	3 戸籍住民基本台帳 費	183,473	10,186	193,659
	4 選 挙 費	128,085	9,169	137,254
	6 監査委員費	17,571	417	17,154
3 民 生 費		12,282,227	22,302	12,259,925
	1 社会福祉費	6,038,107	16,992	6,021,115
	2 児童福祉費	5,080,234	5,924	5,074,310
	3 生活保護費	1,141,448	26	1,141,474
	4 国民年金費	19,104	588	19,692
4 衛 生 費		4,006,009	7,134	4,013,143
	1 保健衛生費	1,214,840	7,134	1,221,974
6 農林水産業費		707,555	5,126	702,429
	1 農 業 費	357,873	1,819	356,054
	2 林 業 費	349,682	3,307	346,375
7 商 工 費		816,722	7,954	824,676
	1 商 工 費	816,722	7,954	824,676
8 土 木 費		2,277,415	6,807	2,284,222
	1 土木管理費	207,446	4,049	203,397
	2 道路橋りょう費	983,931	326	983,605
	4 都市計画費	896,523	8,145	904,668
	5 住 宅 費	153,258	3,037	156,295
10 教 育 費		3,279,220	4,085	3,283,305
	1 教育総務費	652,950	4,916	657,866
	4 社会教育費	576,047	570	575,477
	5 保健体育費	846,098	261	845,837
14 予 備 費		58,874	30,223	89,097
	1 予 備 費	58,874	30,223	89,097
歳 出 合 計		33,577,166	0	33,577,166

議案第 77 号

令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,388 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,721,369 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 19 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 入 金		761,477	1,388	760,089
	1 他会計繰入金	761,477	1,388	760,089
歳 入 合 計		6,722,757	1,388	6,721,369

2 歳 出(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		118,824	1,388	117,436
	1 総務管理費	114,011	1,388	112,623
歳 出 合 計		6,722,757	1,388	6,721,369

3 歳 出(診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		185,147	12,428	172,719
	1 施設管理費	185,008	12,428	172,580
4 予 備 費		27,346	12,428	39,774
	1 予 備 費	27,346	12,428	39,774
歳 出 合 計		240,302	0	240,302

議案第 78 号

令和 7 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

令和 7 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,076 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,190,190 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 19 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		1,632,964	236	1,633,200
	2 国庫補助金	484,024	236	484,260
4 県支出金		1,011,305	118	1,011,423
	2 県補助金	39,363	118	39,481
6 繰 入 金		1,358,280	12,430	1,345,850
	1 一般会計繰入金	1,138,280	12,430	1,125,850
歳 入 合 計		7,202,266	12,076	7,190,190

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		234,901	12,548	222,353
	1 総務管理費	154,213	12,548	141,665
3 地域支援事業費		295,973	613	296,586
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	47,586	613	48,199
6 予 備 費		11,009	141	10,868
	1 予 備 費	11,009	141	10,868
歳 出 合 計		7,202,266	12,076	7,190,190

議案第 79 号

令和 7 年度秩父市立病院事業会計補正予算（第 2 回）

第 1 条 令和 7 年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第 1 款 病院事業費用	3,540,840 千円	△57,761 千円	3,483,079 千円
第 1 項 医 業 費 用	3,492,581 千円	△57,761 千円	3,434,820 千円

第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（ 1 ） 職員給与費	2,193,533 千円	△57,761 千円	2,135,772 千円

令和 7 年 1 1 月 1 9 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第80号

令和7年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和7年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 公共下水道事業費用	1,095,724 千円	144 千円	1,095,868 千円
第1項 営業費用	1,044,445 千円	144 千円	1,044,589 千円
第3款 戸別合併処理浄化槽事業費用	163,240 千円	△978 千円	162,262 千円
第1項 営業費用	149,037 千円	△978 千円	148,059 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 414,348 千円」を「不足する額 414,712 千円」に、「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,878 千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,188 千円」に、「引継金 21,298 千円、過年度分損益勘定留保資金 27,036 千円、当年度分損益勘定留保資金 274,131 千円、減債積立金 82,605 千円」を「引継金 28,068 千円、過年度分損益勘定留保資金 25,161 千円、当年度分損益勘定留保資金 271,462 千円、減債積立金 83,433 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 公共下水道事業資本的支出	855,838 千円	828 千円	856,666 千円
第1項 建設改良費	470,334 千円	828 千円	471,162 千円
第2款 農業集落排水事業資本的支出	68,024 千円	△464 千円	67,560 千円
第1項 建設改良費	10,473 千円	△464 千円	10,009 千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	142,430 千円	△470 千円	141,960 千円

令和7年11月19日提出

秩父市長 清野和彦

議案第 8 1 号

交通安全都市宣言

交通事故のない社会の実現は、市民共通の願いです。

しかしながら、尊い命が一瞬で奪われる悲惨な交通事故が発生しています。

交通事故を撲滅するには、市民一人一人が交通ルールを守って、子どもや高齢者にも優しい思いやりのある交通マナーを実践することが大切です。

よって、秩父市は市民とともに交通事故のない安全で安心して生き生きと暮らせるまちの実現を目指して、ここに「交通安全都市」を宣言します。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

地域全体で交通安全への関心をさらに高め、交通安全に対する意識を新たにし、交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進するため、交通安全都市について宣言をしたい。

議案第 82 号

秩父市行政組織条例の一部を改正する条例

秩父市行政組織条例（平成 17 年秩父市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「総合政策部」を「企画政策部」に改める。

第 2 条総合政策部の項中「総合政策部」を「企画政策部」に改め、同項第 1 号中「総合的施策」を「全庁的な重点施策」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（秩父市総合振興計画審議会条例の一部改正）

- 2 秩父市総合振興計画審議会条例（平成 17 年秩父市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総合政策部」を「企画政策部」に改める。

（秩父市行政改革推進委員会条例の一部改正）

- 3 秩父市行政改革推進委員会条例（平成 17 年秩父市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総合政策部」を「企画政策部」に改める。

令和 7 年 11 月 19 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

行政組織の事務分掌を明確化することにより、事務事業の効率的執行を図るため。

議案第 8 3 号

秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7
年秩父市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中第 5 8 号を第 5 9 号とし、第 5 1 号から第 5 7 号までを 1 号ずつ繰り
下げ、第 5 0 号の次に次のように加える。

5 1 地方自治法第 1 7 4 条に規定する専門委員	日額	2 0 , 0 0 0 円 以内
-----------------------------	----	---------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

新たに、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 4 条に規定する専門委員
の報酬を追加したいため。

議案第 8 4 号

秩父市税条例の一部を改正する条例

秩父市税条例（平成 1 7 年秩父市条例第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 1 8 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 3 4 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 1 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 1 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 9 2 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 9 2 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の秩父市税条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の秩父市税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお

従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、秩父市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 秩父市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年11月19日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、特定親族特別控除の適用のほか、所要の改正を行いたいため。

議案第 85 号

秩父市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

秩父市公設地方卸売市場条例（平成 17 年秩父市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（開設者による食品等持続的供給法に係る公表）

第 4 条の 2 市長は、次に掲げる事項について公表（インターネットの利用その他の適切な方法により行うものをいう。以下同じ。）を行うものとする。

（1）取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）

（2）前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する指標

（3）食品等持続的供給法第 36 条各号に掲げる措置の内容

第 21 条第 1 号中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条」に改める。

第 42 条中「（インターネットの利用その他の適切な方法により行うものをいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 19 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）の一部改正に伴い、指定飲食料品等の公表に関する規定について所要の改正を行いたいため。

議案第 86 号

秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例

秩父市手数料徴収条例（平成 17 年秩父市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 34 号中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の 12 第 11 項」に改め、同表第 35 号中「第 137 条の 12 第 7 項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 11 月 19 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存建築物の大規模修繕等の認定申請手数料の条項ずれの改正を行いたいため。

議案第 87 号

秩父市吉田山逢の里条例及び秩父市吉田元気村条例の一部を改正する条例
(秩父市吉田山逢の里条例の一部改正)

第 1 条 秩父市吉田山逢の里条例（平成 17 年秩父市条例第 220 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「利用料」を「利用料金」に改める。

第 12 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「利用料」を「利用料金」に改める。

別表第 1 簡易宿泊施設 6 人用の項中「含まず。この金額は、金、土、祝日の前日、ゴールデン・ウィーク及び夏休みに適用し、これ以外の日は半額とする」を「含まない」に改め、同表簡易宿泊施設 5 人用の項中「15,270 円」を「25,000 円」に改め、「この金額は、金、土、祝日の前日、ゴールデン・ウィーク及び夏休みに適用し、これ以外の日は半額とする。」を削り、同表オートキャンプ場の項中「3,050 円」を「5,000 円」に改める。

別表第 2 中「利用料」を「金額」に改める。

(秩父市吉田元気村条例の一部改正)

第 2 条 秩父市吉田元気村条例（平成 17 年秩父市条例第 221 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 簡易宿泊施設（9 人用）の項中「30,550 円」を「45,000 円」に改め、同表簡易宿泊施設（6 人用）の項中「25,460 円」を「30,000 円」に改め、同表体育館の項を次のように改める。

体育館	全面利用		午前 8 時から正午まで	2,040 円以上 2,640 円以下
			正午から午後 5 時まで	2,600 円以上 3,400 円以下
			午後 5 時から午後 9 時まで	3,060 円以上 4,060 円以下

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の秩父市吉田山逢の里条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の秩父市吉田元気村条例の規定は、それぞれ、この条例の施行の日

以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和7年11月19日提出

秩父市長 清野和彦

提案理由

物価及び人件費の高騰等に伴い、吉田山逢の里及び吉田元気村利用料金の限度額を変更したいため。

議案第 88 号

秩父市大滝温泉遊湯館条例及び秩父市大滝こまどり荘条例の一部を改正する
条例

(秩父市大滝温泉遊湯館条例の一部改正)

第 1 条 秩父市大滝温泉遊湯館条例（平成 17 年秩父市条例第 224 号）の一部を次のように改正する。

別表遊湯館利用料金の項中「遊湯館利用料金」を「遊湯館（個室を除く。）利用料金」に、「800 円」を「1,200 円」に、「400 円」を「800 円」に、「200 円」を「400 円」に改め、同表個室利用料金の項中「2,000 円」を「3,000 円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する 3 級以上の障害又は埼玉県療育手帳制度要綱（平成 14 年埼玉県告示第 1365 号）に規定する A 以上の障害に該当する者が利用するときは、利用料金の 100 分の 50 に相当する額以内の額を減額し、又は免除することができる。

(秩父市大滝こまどり荘条例の一部改正)

第 2 条 秩父市大滝こまどり荘条例（平成 17 年秩父市条例第 225 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 宿泊利用者の表本館の部大人の項中「6,500 円」を「13,000 円」に、「3,000 円以下」を「3,500 円以下」に、「1,000 円」を「1,500 円」に、「10,500 円」を「18,000 円」に改め、同部小学生の項中「5,500 円」を「12,000 円」に、「3,000 円」を「3,500 円」に、「1,000 円」を「1,500 円」に、「9,500 円」を「17,000 円」に改め、同部幼児の項中「3,500 円」を「10,000 円」に、「1,500 円」を「2,000 円」に、「700 円」を「1,200 円」に、「5,700 円」を「13,200 円」に改め、同表コテージの項中「32,500 円」を「42,500 円」に改め、同表 2 日帰り温泉利用者の表温泉の項中「800 円」を「1,200 円」に、「400 円」を「800 円」に、「200 円」を「400 円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 「大人」とは、利用する日において中学生以上の者をいい、「幼児」とは、利用する日において 3 歳以上小学生未満の者をいう。
- 2 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する 3 級以上の障害又は埼玉県療育手帳制度要綱（平成 14 年埼玉県告示第 1365 号）

に規定する A 以上の障害に該当する者が温泉を利用するときは、利用料金の 100 分の 50 に相当する額以内の額を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の秩父市大滝温泉遊湯館条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の秩父市大滝こまどり荘条例の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 7 年 11 月 19 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

物価及び人件費の高騰等に伴い、大滝温泉遊湯館及び大滝こまどり荘利用料金の限度額を変更したいため。

議案第 89 号

秩父市立歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

秩父市立歴史民俗資料館条例（平成 17 年秩父市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表秩父市立浦山歴史民俗資料館の項を削る。

第 3 条ただし書を削る。

第 5 条を削る。

第 6 条第 2 項中「教育委員会又は指定管理施設にあつては指定管理者が教育委員会の承認を得て」を「教育委員会は」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 2 項中「又は指定管理施設にあつては指定管理者」を削り、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「又は指定管理施設にあつては指定管理者」を削り、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条中「教育委員会又は指定管理施設にあつては指定管理者が教育委員会の承認を得て」を「教育委員会は」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条中「教育委員会又は指定管理施設にあつては指定管理者が教育委員会の承認を得て」を「教育委員会は」に、「第 8 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条第 1 項中「又は指定管理施設にあつては指定管理者」を削り、同項第 1 号中「第 8 条第 3 項」を「第 7 条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「又は指定管理施設にあつては指定管理者」を削り、同条を第 12 条とする。

第 14 条を第 13 条とし、第 15 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同表秩父市立浦山歴史民俗資料館の項を削る。

別表第 2 中「第 9 条」を「第 8 条」に改め、同表秩父市立浦山歴史民俗資料館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 11 月 19 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

提案理由

令和８年３月３１日をもって浦山歴史民俗資料館を廃止したく、所要の改正を行いたいため。

議案第 90 号

秩父市乳児等通園支援事業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 15 第 1 項の規定に基づき、市が行う乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施保育所)

第 2 条 乳児等通園支援事業を実施する保育所（以下「実施保育所」という。）は、秩父市立日野田保育所及び秩父市立花の木保育所とする。

(対象乳児等)

第 3 条 実施保育所を利用することができる者（以下「対象乳児等」という。）は、利用する日において、出生の日から 8 月を経過した乳児（法第 4 条第 1 項第 1 号の乳児をいう。）又は 3 歳未満の幼児（同項第 2 号の幼児をいう。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育所等（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び同法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所をいう。）に通っていない者
- (2) 支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業における企業主導型保育事業を行う施設に通っていない者

(負担金)

第 4 条 実施保育所を利用する対象乳児等の保護者（以下「保護者」という。）は、負担金として対象乳児等 1 人につき、1 時間当たり 300 円を納入しなければならない。

(負担金の減免)

第 5 条 市長は、保護者が規則で定める事由に該当するときは、前条の負担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 事業の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和7年11月19日提出

秩父市長 清野和彦

提案理由

日野田保育所及び花の木保育所において、乳児等通園支援事業の実施に関し、必要な事項を定めたいため。

議案第 9 1 号

令和 7 年度秩父市一般会計補正予算（第 4 回）

令和 7 年度秩父市一般会計補正予算（第 4 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ382,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,959,634千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料		409,335	3,700	413,035
	1 使 用 料	308,787	3,700	312,487
15 国庫支出金		4,720,489	209,832	4,930,321
	1 国庫負担金	3,692,316	193,506	3,885,822
	2 国庫補助金	1,016,468	15,690	1,032,158
	3 委 託 金	11,705	636	12,341
16 県支出金		1,955,855	27,866	1,983,721
	1 県負担金	1,249,875	32,101	1,281,976
	2 県補助金	508,982	3,965	512,947
	3 委 託 金	196,998	8,200	188,798
18 寄 附 金		236,402	78,601	315,003
	1 寄 附 金	236,402	78,601	315,003
19 繰 入 金		2,901,375	62,000	2,963,375
	1 繰 入 金	2,901,375	62,000	2,963,375
21 諸 収 入		436,009	6,769	442,778
	5 雑 入	203,625	6,769	210,394
22 市 債		2,137,800	6,300	2,131,500
	1 市 債	2,137,800	6,300	2,131,500
歳 入 合 計		33,577,166	382,468	33,959,634

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,372,368	18,049	4,354,319
	1 総務管理費	3,606,113	535	3,605,578
	3 戸籍住民基本台帳 費	193,659	636	194,295
	4 選 挙 費	137,254	18,150	119,104
3 民 生 費		12,259,925	364,392	12,624,317
	1 社会福祉費	6,021,115	72,853	6,093,968
	2 児童福祉費	5,074,310	136,667	5,210,977
	3 生活保護費	1,141,474	154,872	1,296,346
4 衛 生 費		4,013,143	3,480	4,016,623
	1 保健衛生費	1,221,974	3,480	1,225,454
6 農林水産業費		702,429	122	702,307
	1 農 業 費	356,054	122	355,932
7 商 工 費		824,676	22,800	847,476
	1 商 工 費	824,676	22,800	847,476
8 土 木 費		2,284,222	30,000	2,254,222
	2 道路橋りょう費	983,605	7,000	976,605
	4 都市計画費	904,668	27,000	877,668
	5 住 宅 費	156,295	4,000	160,295
10 教 育 費		3,283,305	4,781	3,288,086
	1 教育総務費	657,866	613	658,479
	4 社会教育費	575,477	343	575,820
	5 保健体育費	845,837	3,825	849,662
13 諸支出金		1,811,303	35,000	1,846,303
	1 基 金 費	1,811,303	35,000	1,846,303
14 予 備 費		89,097	186	89,283
	1 予 備 費	89,097	186	89,283
歳 出 合 計		33,577,166	382,468	33,959,634

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間
市長車・議長車購入費	令和8年度
市営バス浦山線運行管理業務委託料	令和8年度
秩父市障がい者福祉計画策定業務委託料	令和8年度
吉田こども園尿検査手数料	令和8年度
蒔田川改修工事に伴う橋りょう架換工事負担金	令和8年度
児童生徒尿検査手数料	令和8年度
児童生徒健診器具滅菌手数料	令和8年度
原谷小学校校舎等外部大規模改造工事	令和8年度
図書館維持管理業務委託料	令和8年度
学校給食賄材料費	令和8年度
学校給食調理・洗浄・配膳業務委託料	令和8年度から 令和10年度まで

(単位：千円)

限 度 額
15,000
10,299
4,500
129
15,000
1,834
854
330,000
1,837
248,906
717,705

第 3 表 地 方 債 補 正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前		
	限度額	起債の方法	利 率
5 地 方 道 路 整 備 事 業 費	400,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	393,700	補正前に同じ。		

議案第 9 2 号

令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）

令和 7 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28,313 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,749,682 千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		4,812,431	28,313	4,840,744
	1 県補助金	4,812,430	28,313	4,840,743
歳 入 合 計		6,721,369	28,313	6,749,682

2 歳 出(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		4,738,687	28,313	4,767,000
	2 高額療養費	616,240	28,313	644,553
歳 出 合 計		6,721,369	28,313	6,749,682

議案第 9 3 号

令和 7 年度秩父市立病院事業会計補正予算（第 3 回）

第 1 条 令和 7 年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度秩父市立病院事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次の項目を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
消防用設備等点検委託料	令和 8 年度	千円 8 9 3
自家用電気設備点検委託料	令和 8 年度	7 9 5
施設保守管理業務委託料	令和 8 年度	1 7 , 8 2 0
清掃洗濯業務委託料	令和 8 年度	2 8 , 7 7 0
電話交換業務委託料	令和 8 年度	8 , 7 2 6
警備業務委託料	令和 8 年度	1 1 , 5 2 4

令和 7 年 1 1 月 1 9 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦

議案第 9 4 号

令和 7 年度秩父市下水道事業会計補正予算（第 2 回）

第 1 条 令和 7 年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度秩父市下水道事業会計予算第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
マンホールポンプ 運転業務委託料	令和 8 年度	6 , 8 3 1
雨天時越流水・簡易 処理放流水採水調査 業務委託料	令和 8 年度	7 , 9 5 2
施設運転業務委託料 （ポンプ場運転業務 委託料）	令和 8 年度	1 2 , 9 0 3
施設運転業務委託料 （下水道センター運 転業務委託料）	令和 8 年度	1 2 8 , 7 7 7
水質汚泥分析委託料	令和 8 年度	1 6 , 7 3 1

令和 7 年 1 1 月 1 9 日提出

秩 父 市 長 清 野 和 彦